

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則 平成22年8月1日 22 経教 規則第6号</p> <p>第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に期間を定めて雇用される常勤の特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助手（以下「特任教員」という。）、特任研究員並びに特任専門職員（以下「特定有期雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第2条～第3条 略 （職員の定義及び適用範囲）</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する特定有期雇用職員に適用する。</p> <p>一 特任教員 学長が認める特定のプロジェクト等（以下「特定プロジェクト等」という。）において、教育研究に一定の期間従事する者をいう。</p> <p>二 特任研究員 特定プロジェクト等において、専ら研究に一定の期間従事する者をいう。</p> <p>三 特任専門職員 学長が認める高度の専門的知識又は経験を必要とする事務、図書、技術、技能又は看護の業務（以下「特定業務」という。）において、当該業務に一定の期間従事する者をいう。</p> <p>2 略</p> | <p>第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に期間を定めて雇用される常勤の特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助手（以下「特任教員」という。）、特任研究員、特任専門職員並びに<u>リサーチ・アドミニストレーター</u>（以下「特定有期雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第2条～第3条 省略（現行どおり） （職員の定義及び適用範囲）</p> <p>第4条 省略（現行どおり）</p> <p>一～三 省略（現行どおり）</p> <p>四 <u>リサーチ・アドミニストレーター</u>（以下「URA」という。） 学長が認める高度の専門的知識又は経験を必要とする研究活動の企画・マネジメント、成果活用促進を行う業務（以下「URA業務」という。）において、当該業務に一定の期間従事する者をいう。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> | |

第5条・第6条 略

(雇用契約期間及び契約更新)

第7条 特定有期雇用職員の雇用契約期間及び契約更新は、特定プロジェクト等又は特定業務ごとに、次の各号に定めるところにより行う。

一 雇用契約期間は一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）を限度とし、当初の採用日から3年を超えない範囲において、契約の更新をすることができる。

二 前号にかかわらず雇用契約期間は特定プロジェクト等又は特定業務の存続期間に限り、当初の採用日から3年を限度とすることができる。この場合において、3年を限度として1回に限り、契約の更新をすることができる。

三 前2号にかかわらず雇用契約期間は特定プロジェクト等又は特定業務の存続期間に限り、当初の採用日から5年を限度とすることができる。この場合において、当該特定プロジェクト等又は特定業務の存続期間に限り、5年を限度として1回に限り、契約の更新をすることができる。

2 前項の契約更新は、予算の状況及び勤務実績等を勘案し、行うものとする。

第7条～第12条 略

第5条・第6条 省略（現行どおり）

(雇用契約期間及び契約更新)

第7条 特定有期雇用職員の雇用契約期間は、特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務の存続期間の範囲内に限り、5年の範囲内で特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務ごとに定めるものとする。

2 特定有期雇用職員の契約更新は、特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務の存続期間の範囲内に限り、予算の状況及び勤務実績等を勘案して行うものとし、更新年限及び更新回数は、特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務ごとに定めるものとする。

第7条～第12条 省略（現行どおり）

(昇任)

第12条の2 特定有期雇用職員の昇任については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程を準用する。

2 特任教員の昇任については、教育研究評議会の議を経るものとする。

(配置換等)

第12条の3 学長は、特定有期雇用職員に対し、業務上の必要により配置換又は兼務（以下「配置換等」という）を命じることができる。

2 配置換等を命じられた特定有期雇用職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3 特定有期雇用職員の配置換等については、国立大学法人東京農工大学職員異動規程を準用する。

4 特任教員の配置換等については、教育研究評議会の議を経るものとする。

| | | |
|--|---|--|
| <p>第13条～第31条 略 (兼業) 第32条 特定有期雇用職員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、兼業に従事することができる。ただし、<u>特定プロジェクト等又は特定業務</u>によっては、兼業に従事することを制限することがある。</p> <p>2 略 第33条～第61条 略</p> <p>附 則 略</p> | <p>第13条～第31条 省略 (現行どおり) (兼業) 第32条 特定有期雇用職員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、兼業に従事することができる。ただし、<u>特定プロジェクト等、特定業務又はURA業務の事情</u>によっては、兼業に従事することを制限することがある。</p> <p>2 省略 (現行どおり) 第33条～第61条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p> | |
|--|---|--|

附 則 (23経教規則第19号)

この規則は、平成23年11月7日から施行する。